

5月7日から 土曜窓口の取扱業務を拡大します

市役所では、昨年5月から毎週土曜日午前中の窓口開庁を試行しています。1年間の試行実績を踏まえ、今年5月から、取扱業務を拡大し、本格実施とします。

子どもショートステイ事業が利用しやすくなりました

保護者が病気、出産、冠婚葬祭への参加などで、緊急かつ一時的にお子さんの養育に困りの際、市内の児童養護施設でお子さんを預かりたいという希望が、これまで、利用対象児童が小学3年生まででした。これを拡大し、利用対象児童が小学3年生まで利用ができるようになりました。

福老人医療費助成制度

〔制度〕昭和12年6月30日以前に生まれた満70歳未満の都民を対象に、保険対象医療費の自己負担額を助成する東京都の制度です。対象者は次のすべての条件に該当する方です。▽昭和12年6月30日までに生まれた満70歳未満の方▽国民健康保険（国民健康保険組合を含む）の加入者および各種社会保険の被扶養者▽本人の所得が表2の所得基準額以下の方

表1 一部負担金の月額上限額

負担割合	自己負担限度額（外来+入院）（世帯単位）	
	外来（個人ごと計算）	入院
一般	1割 12,000円/月	40,200円/月
限度額適用認定者	1割 8,000円/月	24,600円/月

表2 本人所得制限基準額表

扶養親族の数	基準額
0人	2,572,000円
1人	3,052,000円
2人	3,432,000円
3人以上	1人につき38万円加算

※取扱業務、手続き方法、必要書類など、詳細は事前に担当課へご確認ください。開庁時間：午前8時30分～午後0時15分 ※祝日と年末年始（12月29日～1月3日）は開庁しません。開庁窓口・取扱業務 下表のとおり

土曜窓口の開庁課と取扱業務一覧

市民課 ☎042(346)9520	保険年金課
○住民異動届（転入、転出、転居など）の受付 ※即日手続きができない場合があります。・印鑑：新規登録申請 ※本人確認できない場合は、即日登録はできません。・印鑑：廃止・亡失の届出/交換の届出/暗証番号の申請/仮廃止の届出・住民票などの交付 ※戸籍作成中ものは交付できません。・印鑑登録証明書の交付・戸籍届出の受付 ※届出に伴う証明書の発行はできません。・年金現況証明書の交付・外国人登録原票記載事項証明書の交付・外国人登録証明書の交付	○国民健康保険について ☎042(346)9529 ○加入（転入、職場の健康保険の脱退、生活保護廃止、出生）の受付 ※転入、出生手続き後、届出してください。○脱退（転出、職場の健康保険加入、生活保護受給、死亡）の受付 ※死亡届出後、届出してください。○国民健康保険変更（転居、世帯主・加入者の氏名変更）の受付 ※住所変更、氏名変更などの手続き後、届出してください。○国民健康保険の再交付申請の受付 ○就学のために住所を離れた方の国民健康保険変更の受付 ○長期の旅行、出張などで家族と離れ、別に国民健康保険が必要な方の国民健康保険変更の受付
○外国人登録：新規登録申請 ※手続きが完了しない場合があります。○外国人登録：引替交付申請/確認申請/再交付申請/居留地変更申請 ※原票記載事項証明書が即日発行できない場合もあります。○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	・療養費・海外療養費・移住費などの申請受付・高齢療養費の申請受付 ※市から送られた申請書をお持ちの方のみの受付です。・葬祭費の支給申請受付 ※国民健康保険の脱退した方のみの受付です。・出産育児一時金の支給申請受付 ※出生に関する手続きが済んでいる方のみの受付です。・保養施設利用助成申請
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	・保険税納税通知書の再交付
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	国民年金について ☎042(346)9531
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	・年金の保険料免除申請受付
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	・年金の保険料学生納付特例申請受付
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	・年金受給者の住所変更などはがきの交付 ※小平市内での住所変更または小平市への転入の場合です。・年金手帳の再交付の申請受付 ※当日の受け取りはできません。・老齢福祉年金受給者に関する諸届けの受付 ※事前に問い合わせてください。
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	高齢者福祉課 ☎042(346)9538
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	・⑤・⑥資格取得・変更・喪失に関すること ※関係機関への確認が必要な場合は、後日処理となります。・⑤・⑥医療証の再交付
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	・⑤特定疾病認定申請受付
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	・⑤・⑥高額医療費の申請受付 ※市から送られた申請書をお持ちの方のみの受付です。・⑤・⑥療養費の申請受付
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	・納税相談
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	・納付受付 ※取り扱うのは、市・都民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料です。・口座振替の申請受付 ※市・都民税（特別徴収）、法人市民税は取り扱いできません。
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	収入課 ☎042(346)9527
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	※「口座振替の申請受付」は、☎042(346)9526。・納税証明書の交付 ※金融機関で納付してからの日数により、交付できない場合があります。できるだけ領収証書を持参してください。・納税相談
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	・納付受付 ※取り扱うのは、市・都民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料です。・口座振替の申請受付 ※市・都民税（特別徴収）、法人市民税は取り扱いできません。
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	交通安全スローガン
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	高年齢者の交通安全事故が増えています
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	消防教育を行います
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	赤十字事業活動資金へのご協力を
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	国民年金
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	第3号被保険者の特例が実施されます
○外国人登録：居留地以外の変更登録申請/登録の訂正/閉鎖(出国を除く)	東京都の自動車税



乳幼児医療費助成制度

乳幼児医療費助成制度

おじさんが医療機関で保険診療を受けたときの自己負担分を助成する制度です。対象 市内に在住する2歳から中学3年生までの、児童養護施設の子供さん。費用 上表のとおり

中高年からの介護予防読本

「中高年からの介護予防読本」を東京都と共同で編集し、発行しました。健康福祉事務所、市役所、東部・西部出張所、図書館、公民館、地域センター、ほのぼの館、さわやか館や市内の在宅介護支援センター、居宅介護支援センターで配布しています。ぜひこの読本を活用ください。問合せ 介護福祉課 ☎042(346)9823

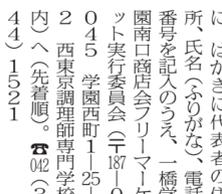
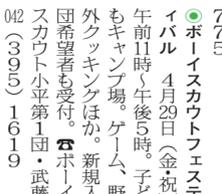


乳幼児医療費助成制度所得限度額表 (平成17年9月30日まで適用)

扶養人数	所得限度額
0人	4,600,000円
1人	4,980,000円
2人	5,360,000円
3人以上	1人につき380,000円加算

内閣総理大臣の書状を贈呈

先の大戦で外地など（事変地の区域または戦地の区域）に派遣された旧日本赤十字社看護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者を除く）に、内閣総理大臣の書状を贈呈しています。なお請求期限は、平成19年3月31日です。本人またはご家族などが連絡してください。問合せ 総務省大臣官房管理室業務担当 ☎03(5525)3518

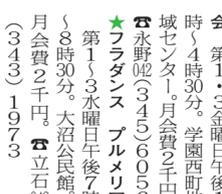
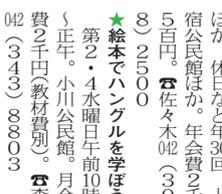


交通安全スローガン

交通安全スローガン。高年齢者の交通安全事故が増えています。65歳以上の高齢者の交通事故死者数は、全死者数の約35%で、依然高い比率を示しています。

消防教育を行います

消防教育を行います。子ども火遊びをなくす。幼稚園、保育園、学校をはじめ、家庭でも火の大切さや恐ろしさなどを教え、正しい火の取り扱いについて防災教育を行います。



赤十字事業活動資金へのご協力を

5月は、赤十字運動月間です。日本赤十字社は、海外救護活動、社会福祉事業、保健衛生事業などの事業を幅広く実施しています。これらの事業を支えるために、市民の皆さんに赤十字会員となつていただき、会費などの援助をお願いしています。

国民年金

第3号被保険者の特例が実施されます。第3号被保険者（厚生年金）など、従業員に防災教育を行います。問合せ 小平消防署予防課 ☎042(341)0119

東京都の自動車税

東京都の自動車税。平成17年度の自動車税の納入通知書は、5月2日（月）に送付します。納期限は、5月31日（火）です。 ※車検時の納付は遅くありません。

消防教育を行います

消防教育を行います。子ども火遊びをなくす。幼稚園、保育園、学校をはじめ、家庭でも火の大切さや恐ろしさなどを教え、正しい火の取り扱いについて防災教育を行います。

交通安全スローガン

交通安全スローガン。高年齢者の交通安全事故が増えています。65歳以上の高齢者の交通事故死者数は、全死者数の約35%で、依然高い比率を示しています。

赤十字事業活動資金へのご協力を

5月は、赤十字運動月間です。日本赤十字社は、海外救護活動、社会福祉事業、保健衛生事業などの事業を幅広く実施しています。これらの事業を支えるために、市民の皆さんに赤十字会員となつていただき、会費などの援助をお願いしています。

国民年金

第3号被保険者の特例が実施されます。第3号被保険者（厚生年金）など、従業員に防災教育を行います。問合せ 小平消防署予防課 ☎042(341)0119

東京都の自動車税

東京都の自動車税。平成17年度の自動車税の納入通知書は、5月2日（月）に送付します。納期限は、5月31日（火）です。 ※車検時の納付は遅くありません。